

個別論点の検討

1. 6) 保険約款貸付金について（適用指針案 2 項、10 項）
2. 28) 貸付金等と同質の社債について（適用指針案 4 項(2)）
3. 30) ~ 33) 定量的リスク情報（適用指針案 15 項）
4. 37) 最初に到来する四半期の取扱いについて（適用指針案 6 項、35 項）及び 42) 準備期間の確保について（適用指針案 7 項）

1.6) 保険約款貸付金について（適用指針案 2 項、10 項）

【コメント】

保険契約は本適用指針案の対象外とされているが、保険契約に基づく保険契約者への貸付である保険約款貸付についても、保険契約の一部を構成するものであり、保険契約の他の要素と不可分なものであることから、時価等の開示の対象外と理解してよいか確認させていただきたい。

【当初の対応案】

一般の貸付金と変わらないことから、開示対象とすべきと考える。ただし、「金融商品の時価等に関する事項についての補足説明」（適用指針案 4 項(4)）に商品性等について追加説明をすることは妨げられない。

【専門委員会（9月18日）のコメント】

- 預金貸出型の商品など担保と繋がりがあるような他の金銭債権と扱いを異とする理由はないのではないか。
- 敷金に似て時価算定になじみ難いと考えられるが、補足説明とする対応案でよいのではないか。

【委員会（9月21日）のコメント】

- 保険契約貸付金は、欧米では法的には前払いと整理されており、開示の対象とすべきか疑問。仮に対象となっても期限がなく、公正価値をどのように算定すべきか、明確ではない。欧米の考え方とのバランスを考慮して欲しい。

【米国の例】

- 前払として整理されているもの・・・修正養老保険契約（Modified Endowment Contract）<sup>1</sup>のみ。この場合、policy loan を責任準備金から控除。他は policy loan として貸付金処理
- policy loan として資産計上されているものは、公正価値開示の対象とされている。算定方法は、これまでの実績をもとに実質的な期間を算定するもの（Prudential）、簿価と同額とするもの（NY Life）の2つの事例があった。

【対応案】

- 当初対応案を変更しない。ただし、商品を明示せず期限がないものについて時価算定方法を言及してはどうか（例えば、法的な期限がないものについては、実績パターンから予想される返済期間に基づく、割引率については、債権の保全が図られている場合には、リスクフリーレートの変動のみを勘案した割引率を認める、企業の判断に委ね記載しない、など）。

<sup>1</sup> 生命保険に付与される税制上の利点を利用するための単なる節税目的の投資を排除するため、生命保険として適格となる要件を設定した。これを満たさない場合には MEC となり、保険解約金、policy loan 等での入金 LIFO により課税される。

2.28) 貸付金等と同質の社債について（適用指針案4項(2)）

【コメント】

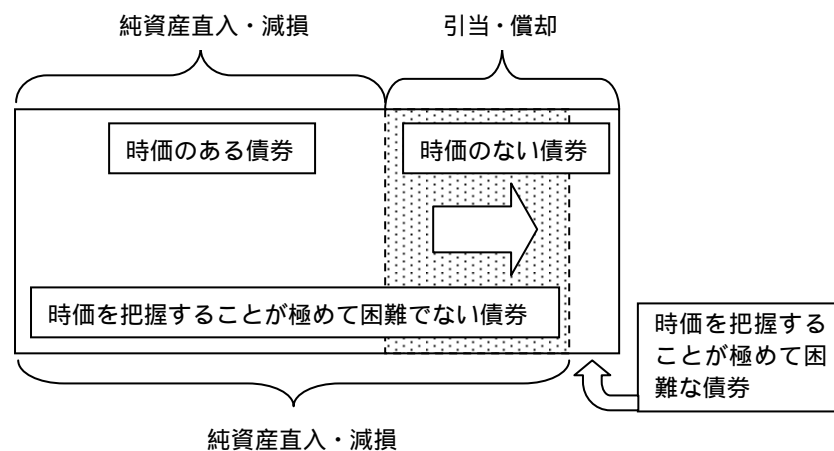
時価の測定可能性・保有目的等が貸出金等と同質と考えられる社債その他の債券について、債権と同様に「貸借対照表上は取得価額等で計上し、注記において時価開示する」取扱いとしていただきたい。

（理由）

自由な換金・決済等が可能な「価額」は存在しないのが現状。  
 時価の測定可能性・保有目的等が債権と同質と考えられる有価証券については、時価評価し評価差額を純資産直入する取扱いより、むしろ注記により対応の方が適切。  
 金融検査マニュアルにおいて、時価が把握されていない債券として、私募債の発行会社の信用リスクに応じて、「貸付債権と一体の方法により適切な引当金を計上するか又は直接償却する」取扱いとなっている。

【改正に伴う影響の確認】

今回の改正のイメージ



改正の影響

会計基準（案）81項

「開示の実効性を高めるために、時価が開示されないこととなる金融商品は、時価を把握することが極めて困難と認められるものに限定されたことから、時価をもって貸借対照表価額とする有価証券に関して、その例外的な取扱いは、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券に限定することとした。」

従来、「時価のない債券」であって、今後「時価を把握することが極めて困難でな

い債券」となるものについて、

従来：時価評価せず、債権の貸借対照表価額に準じて引当・償却

改正後：純資産直入・減損処理（改正後については、引当・償却が併用されるというわけではないという理解）。

債権の区分	従来	改正後
一般債権	貸倒実績率法により総括引当 <ul style="list-style-type: none"> <li>信用リスクを反映</li> <li>損益に反映</li> </ul>	時価評価差額を純資産に直入 <ul style="list-style-type: none"> <li>金利リスク、信用リスクを反映</li> <li>純資産直入</li> </ul>
貸倒懸念債権	財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法により個別に貸倒高を見積もり	減損のケースに対応？
破産更生債権等	財務内容評価法により個別に貸倒高を見積もり	減損のケースに対応？

【対応案】

原案を維持する方向ではどうか。

（理由）

- 時価のある債券とない債券の取扱いの違いは、基準の建てつけに依存するところ。これらの取扱いを見直すとするれば、貸付金と同質の債券の範囲をどのように判断するか。もしそのような判断が可能としても、一概に債券を貸付金の会計処理に合わせることにならず、時価が算定される貸付金を債券の処理に合わせるとの議論にもつながりかねないが、現状では検討は困難ではないか。
- 一方、原案による実質的な影響は、時価のない債券の総括引当に相当する部分と考えられる。また、原案の取扱いに従えば金利リスクも適時に反映できる
- 従来からも、時価の有無（市場価格がある、合理的に算定された価額がある）は、公募債、私募債の形態に依存していない。

金融商品会計に関する Q&A Q17

「ただし、私募債であっても、発行体の信用度、残存期間、利率等による理論価格方式あるいは類似銘柄による比準価格方式によって合理的な価額を算定することが可能である場合には、時価のある債券となります。」

実務指針 93 項との関係から、適用指針としてこれまでの引当金相当の取扱いについて、以下を示すか。

## 審議事項（５）

- (1) これまでの引当金相当については、現状維持。 } 維持した引当金相当をいつ戻し入れるか。  
 (2) これまでの引当金相当については、現状維持できる。 } (残高減少に応じて戻し入れるか。)  
 (3) これまでの引当金相当については、現状維持せず戻し入れる。

例 時価 = 101 (金利リスク分 = 2 )  
                   (信用リスク分 = 1 )

従来	改正後
100	101
1	1
99	100
	AOCI      1
	99

基準の変更を理由に、満期保有目的への変更を認める経過措置を入れるか。

3. 30) ~ 33) 定量的リスク情報（適用指針案 15 項）

【コメントの概要】

- おおむね任意記載事項とする方向性を支持するものと理解。
- 30) は、数値の信頼性について読者に誤解を与えかねない、監査の実施が困難との理由から記載を認めるべきでないとの意見。
- 33) は任意記載を支持しつつ、環境が整えばより積極的な開示を促すべきとの意見。

【委員会（9月21日）のコメント】

- 監査が困難なため、記載を認めるべきではない。
- IFRS と同様に、義務付けるべきとの立場は公開草案公表前と変わっていない。
- 企業としてもリスク情報は財務情報として開示する自信はない。米国のように MD&A のような財務情報外での開示を望む。

【国際的な会計基準の現状】

- IFRS 第 7 号「金融商品：開示」では、金融商品から発生するリスクに関する定性的・定量的情報を開示することを求めている。市場リスクの定量的情報に関する開示には、感応度分析（金利等のリスクに関する変数が変動した時の損益等への影響、バリュー・アット・リスク等）が含まれる。
- 米国基準 FAS 第 107 号「金融商品の公正価値に関する開示」では、金融商品の市場リスクについて、事業体はそのリスクを管理又は調整する方法と整合するような定量的情報の開示を推奨しているが、義務付けはされていない。ただし、SEC 登録企業については、FRR48 により MD&A で開示が求められている。

【開示に対する意見】

肯定的な意見

- (a) 感応度分析は、利用者から重要な情報であると一貫して強調されていること、全種類の市場リスクに対して、また全企業により開示が可能であり、比較的、理解しやすく、計算しやすい（IFRS 第 7 号 BC59）。
- (b) 金融商品に係る市場リスクの定量的な開示が、その手法や仮定とともに開示されれば、企業分析において有用な情報である
- (c) 一部の商社、ノンバンクなど、事業上、金融商品に重要性のある企業もあるが、情報ニーズがありながらも銀行のような開示制度がなく、定量的な市場リスク情報が入手しにくい状況がある。

否定的な意見

- (ア) 感応度分析による市場リスク量は、会計帳簿の記録に基づく会計数値ではなく、各社

## 審議事項（５）

がリスク管理目的のために算定するもの、又は、一定の仮定に基づく見積値であり、財務諸表注記に馴染まない。

- (イ) 市場リスク量の算定に関しては、採用するモデルやシナリオ等の手法、信頼区間や保有期間等の考え方は各社ごとに異なっている。
- (ウ) 金融機関を除けば現状で外部報告として適当なリスクの計量的把握を行っている企業は少数であり、一律の強制は作成者に過度の負担を与える。
- (エ) 一部の企業を除いて経営上利用されていない情報であり、経営者の視点に立った情報提供には必ずしもならない。
- (オ) 財務諸表注記とした場合に、一定の基準に基づいて算定され適正性が確保された数値であると読者に誤解を与える可能性が高い。
- (カ) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づかない数値については、我が国における監査の実施が困難。
- (キ) IASB は、ディスクロージャー全体を取り扱っておらず、会計基準を通じてしか、企業情報提供のルールを設定できない制約を抱えている。IFRS 第 7 号に定量的なリスク情報の規定が含まれるのも、IASB では MD&A のような財務諸表外での開示に関する規定の整備を行っていない点に起因するところがある。わが国の開示全体を見渡せば、銀行等の業種では開示されており、あえて財務諸表の注記にこだわる必要性は乏しい。

4.37) 最初に到来する四半期の取扱いについて（適用指針案 6 項、35 項）及び 42) 準備期間の確保について（適用指針案 7 項）

【コメント】

37) 最初に到来する四半期の取扱いについて

3 月末決算法人（早期適用は適用しない）の場合、平成 21 年 6 月末（第一四半期末）においては、比較すべき前年度末の情報が開示されていない金融商品（貸付金等を含む金銭債権等）もあると思われるが、そもそもこれは、第 6 項、第 35 項の著しい変動の注記の対象外と理解してよいか。また対象の場合、適用されるのは、平成 22 年 3 月末の事業年度末からの理解で問題ないか。

42) 準備期間の確保について

保有する金融商品のウェイトが高い銀行業においては、システム対応等、相応の負担が求められることになる。このため、適用開始までの準備期間を十分に確保いただくように配慮していただきたい。例えば、平成 22 年度からの原則適用とする等の経過期間の設定についても検討いただきたい。

【専門委員会（9 月 18 日）でのコメント】

今回改正により時価評価する金融商品の範囲が広がるのであれば、適用初年度の第一四半期から対応を図る必要があり、結果として 1 年半程の準備期間しかなく、対応期間が短いように感じられる。

【委員会（9 月 21 日）でのコメント】

四半期での開示を考えた場合、実質的に適用事業年度の前年度末の数字を準備しておく必要があり、システム対応等、作成者側に相応の負担がかかるため、経過措置と併せ対応を検討されたい。

【四半期開示での注記事項】

まず、第 6 項、第 35 項が対象としている「前年度末と比較して著しい変動している場合」の開示事項の例として、有価証券及びデリバティブが掲げられている。通常これらの項目が重要性を有するとの認識に基づくもの。

- 通常は、金銭債権等を含む幅広い金融商品は対象とされず、時価のある有価証券の対象範囲が変わることに伴う変更が必要となる。

【対応案】



## 審議事項（５）

- 新たに対象とされる有価証券に関しては、実務的には、帳簿価額と比べることで著しい変動かどうかは確認できるのではないかと。
- 時価のある有価証券の対象範囲変更に伴う変更の影響を第一四半期から取り入れる場合には、準備時間が不足するとの意見を考慮すれば、平成 22 年 3 月末（平成 22 年 1 月 1 日）以降終了する事業年度から適用することも一案か。この場合、早期適用は、平成 22 年 3 月 30 日（平成 21 年 12 月 31 日）以前に終了する事業年度とするか。